

電子図書館サービス実施要領

(令和4年3月31日館長決定)

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道立図書館（以下「当館」という。）が提供する電子図書館サービス（以下「サービス」という。）の利用について、必要な事項を定める。

(サービスの目的)

第2条 このサービスは、広大な面積を有する本道において、道民の誰もが、いつでも、どこでも、容易にインターネットを通じて当館の電子書籍を利用できる仕組みを構築することにより、様々な理由により来館が困難な方においても図書館資料の利用方法の選択肢拡大を目的とする。

(利用の条件)

第3条 このサービスを利用する場合は、「北海道立図書館利用規則」（昭和53年（1978年）北海道教育委員会規則第34号）で定める利用登録をしなければならない。

(利用方法)

第4条 利用者は、インターネットを通じて当館ウェブサイトの利用者ポータルにログインすることにより、サービスを利用できるものとする。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) サービスを利用者本人以外に使用させないこと。
- (2) 利用者に配信された電子書籍の使用は、契約する電子図書館の利用規約及びサイトの記載事項、又は著作権法に定める範囲に限られ、それ以外の改変、複製、展示、上映、譲渡、貸与、公衆送信等を行わないこと。
- 2 利用者は、前項に掲げる事項のほか、契約する電子図書館の利用規約のうち、ユーザーに関する規定を遵守しなければならない。
- 3 利用者が、前2項の規定に違反し、損害が生じた場合は、当該利用者がその責を負うものとする。

(利用の停止)

第6条 当館は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を取り消しすることができる。

- (1) 不正な手続きによりサービスを利用したとき。
- (2) サービスに係る設備又はデータ等を損傷したとき。
- (3) 前条の(1)又は(2)に違反する行為を行ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、サービスの利用が適当でないと館長が認めるとき。

(免責)

第7条 サービスの利用に伴って利用者に生じた損害については、当館は一切その責を負わない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、館長が定める。

附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。